平成２２年（フ）第３６７号
愛知県豊川市野口町名飯９番地の１　クレセントM103号
債務者　石原　重雄
１　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３６８号
愛知県豊川市野口町名飯９番地の１　クレセントM103号
債務者　石原やとみ
１　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市二川町字東向山83番地　101、従前の住所愛知県豊橋市芦原町字芦原80番地の２
債務者　井古田司博
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３３号
愛知県豊橋市西高師町字津森88番地１　D202、従前の住所愛知県豊橋市芦原町字芦原80番地の２
債務者　浅井　友希（旧姓井古田）
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７１３号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣3899番地25
破産者　河本　利彦
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５号
宮崎県えびの市大字原田1403番地25
破産者　木村　尚樹
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２８号
広島県三原市港町３丁目21番30号
破産者　株式会社三原博善社
１　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
２　一般調査期日　平成23年８月12日午前10時
平成23年６月７日
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
兵庫県たつの市新宮町中野庄195番地１
破産者　福島　　禎
１　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
２　一般調査期日　平成23年８月９日午後４時
平成23年６月６日　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３３０２号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目15番４号
破産者　昆田運送株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
２　一般調査期日　平成23年８月29日午後３時
平成23年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８６号
香川県高松市伏石町2126番地２
破産者　川栄開発有限会社
１　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
２　一般調査期日　平成23年７月28日午前10時
平成23年６月６日
高松地方裁判所破産・再生係

最後配当に関する除斥期間

平成１６年（フ）第１８号
高知県安芸市矢ノ丸３丁目１番23号
破産者　樋口　豊水
除斥期間　平成23年６月27日まで
平成23年６月７日
高知地方裁判所安芸支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第８０８８号
最後の住所大阪市西淀川区大和田５丁目18番９号
破産者　被相続人亡浜本正則相続財産
１　期日　平成23年７月29日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３６６１号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
破産者　株式会社ザ・ピース・インターナショナル
１　期日　平成23年７月14日午後１時20分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８号
長崎県対馬市厳原町久田500番地、前住所福岡市東区美和台５丁目30番９号
破産者　濱崎　彰宏
１　期日　平成23年７月19日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月７日
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第１号
長崎県対馬市厳原町久田587番地２　202号、前住所福岡県糟屋郡宇美町障子岳南６丁目２番１―508号
破産者　塚本　信一
１　期日　平成23年８月１日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月３日
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成１８年（フ）第１１８号
石川県小松市古河町132番地
破産者　有限会社ダックス
１　期日　平成23年８月18日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月７日　金沢地方裁判所小松支部

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第１３９９号
東京都品川区平塚２丁目４―４―605
破産者　土谷　竜夫
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午前10時
平成23年５月30日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１０３号
福岡県田川郡川崎町大字田原2366番地
破産者　有限会社原口生コン
異議申述期間　平成23年８月８日まで
平成23年６月７日　福岡地方裁判所田川支部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第４７７７号
東京都文京区目白台２丁目７―12―902
破産者　伊藤　玲子
審尋期日　平成23年９月27日午前11時30分
平成23年６月２日
東京地方裁判所民事第20部